

2011年1月24日

イオンキャッシュをご利用されていた  
イオン従業員カード会員さまへ

イオンクレジットサービス株式会社

## イオンキャッシュの未使用残高の払戻しについて

イオングループ従業員向けに発行を行ってございました前払式支払手段「AEON Cash（イオンキャッシュ）」をご利用されていた方への重要なお知らせです。

2002年よりイオンタワー内にてサービス提供してございました「AEON Cash（イオンキャッシュ）」はこのたびサービス終了に伴い、未使用残高を払戻しいたします。

資金決済に関する法律（平成21年6月24日法律第59号）第20条第1項の規定に基づき、払戻しを行いますので、未使用残高をお持ちの方は下記のお問い合わせ先まで、ご連絡を下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。

### 記

(1) 前払式支払手段発行者の商号

イオンクレジットサービス株式会社

(2) 前払式支払手段発行者の種類

AEON Cash（イオンキャッシュ）

(3) 申出方法及び払戻し方法

AEON Cash（イオンキャッシュ）の未使用残高を保有するお客さまは、2011年3月25日（金）までに、後出（4）に記載のお問い合わせ先までご連絡を下さいますよう、お願い申し上げます。

従業員イオンカードの引落口座として設定していただいている口座へ未使用残高を払戻しさせていただきます。

(4) 払戻し申出期間

平成23年1月24日（月）から平成23年3月25日（金）まで

本件に関するお問い合わせ先

イオンクレジットサービス株式会社

総務部 03-5281-2030（9:30～18:00 土曜・日曜・祝日を除く）

(5) 期間外のお取り扱い

払戻し申出期間を過ぎますと、当該手続きによる払戻しはできませんので、予めご了承下さいますよう、お願い申し上げます。

以上